平成２６年（フ）第９５号
佐賀市蓮池町大字古賀1188番地６　佐賀宿舎１棟105号
債務者　西村　弘樹
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
佐賀市多布施１丁目９番５号　花のある家203号
債務者　池田ヨシエ
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
佐賀市本庄町大字鹿子二本谷209―６、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町久米508番地８
債務者　後藤　昌宏
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
佐賀県小城市牛津町乙柳1051番地15
債務者　江口　学史
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字天井町16番地、前住所栃木県宇都宮市今泉町2815番地３　山口マンション19号
債務者　後藤　咲月
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２６号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1070イシノ療護園、住民票上の住所群馬県前橋市南町４丁目25番地４
債務者　船津　祥揮
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３９２号
さいたま市見沼区大字大谷1750番地　５―501
債務者　山本　　敦
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１５号
埼玉県志木市本町６丁目25番19―109号
債務者　北村　　敦
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５８号
さいたま市南区内谷３丁目12番９―103号
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
埼玉県所沢市有楽町16番28号　コーポ名取201、前住所埼玉県所沢市有楽町２番10―204号　朝日シティパリオ所沢
債務者　岡野　洋明
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９１号
埼玉県狭山市大字東三ツ木462番地の６　キャピタルハイツ206
債務者　田村　　始
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２号
愛知県岡崎市柱曙２丁目12番地７
債務者　本多　一富
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
大阪府泉南郡熊取町五月ヶ丘１丁目２番６号
債務者　水野　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
大阪府泉南市信達大苗代1162番地の29
債務者　竹本恵理佳
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
大阪府岸和田市畑町４丁目３番24―201号、前住所大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2270番地の５
債務者　岩坪　正三
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
大阪府岸和田市畑町４丁目３番24―201号、前住所大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2270番地の５
債務者　岩坪　博子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
大阪府和泉市光明台３丁目１番14―301号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―２―907
債務者　中井美佐子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係